大阪市告示第1553号

淀川水系に係る一級河川東横堀川について、河川法施行令(昭和40年政令第14号) 第16条の2第3項に規定する通航制限水域及び通航方法を次のとおり指定する。

令和7年11月11日

大阪市長 横山 英幸

1 通航制限水域

河川名	区間
東横堀川	農人橋下流から
	(左岸 中央区南本町1丁目1番1地先、右岸 中央区本町橋20番
	1 地先)
	本町橋上流まで
	(左岸 中央区本町1丁目29番地先、右岸 中央区本町橋58番1地
	先)

2 実施期間

令和7年12月4日から令和8年3月20日まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日 (国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定による。)及び年末年 始(12月24日から1月4日までを指す。)を除く。)実施する。

3 通航方法

指定水域の全域の通航を禁止する。

ただし、河川管理者との協議により支障のないとされた通航はこの限りではない。

(建設局道路河川部河川課)